

奈良県告示第二百十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、奈良県県土マネジメント部道路管理課において告示の日から一月間一般の縦覧に供する。

平成二十八年九月二十七日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 道路の種類 一般県道
- 二 路線名 谷田奈良線
- 三 道路の区域

路線 番号	1 0 4		区域変更 の前後別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備考
区 間	生駒市谷田町一 三七二番一先か ら 生駒市山崎町三 八五番六先まで		前	一六・〇 ㄱ 一六・〇	一六八・八	
	後			一六・〇 ㄱ 一六・〇	一六八・八	